

Title	[薩]藩領麓之研究(軍事的[聚]落としての麓)(一)
Author(s)	太田, 喜久雄
Citation	地球 (1931), 15(5): 329-351
Issue Date	1931-05-01
URL	http://hdl.handle.net/2433/183903
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

薩藩領麓之研究（軍事的聚落としての麓）（一）

太田喜久雄

緒論 本論

一、薩藩領麓之意義

（イ）薩藩領麓之語義

（ロ）薩藩之外城制度

（ハ）薩藩麓之職能

二、薩藩領麓之景觀

城寨と馬場

宅地と耕地

家屋

人口と戸口

聚落の形態

他の聚落との位置の關係

三、薩藩領麓之分布

（イ）麓の水平的及び垂直的分布

（ロ）島津以前の聚落と麓の分布

（ハ）軍事政策と麓の分布

結論

緒論

此處に述ぶる所の薩藩領とは、天正十五年豊臣秀吉九州平定以後、明治維新に至る島津氏の所領即ち現在の行政區劃に於ける鹿兒島縣一圓（薩摩、大隅二ヶ國）及び宮崎縣東諸縣、西諸縣、北諸縣の三郡（日向國）⁽¹⁾を包含する地域を言ふものである。

此地域は地質構造上より見れば、西南日本外帯に屬し、九州山系を基盤とするが、霧島火山彙を盟主として九州島の南部より更に南方海上に發展する霧島火山帶其中に噴出するあり、國見、出水

高隈山脈及び金峯山塊の中生層、鰐ノ塚山脈の中生新期層、雙石山脈の第三期層並びに大隅半島南部の花崗岩等の夫々一部分に現はる僅少部を除き、其大半は火山灰の覆ふ所となつてゐる。従つて其地形は甚だ複雑で、藩境は東西に連る國見山脈、南北に亘る鰐ノ塚山脈を以て他藩と接し、西部及び南部は長き海岸線を有して屈強な自然の障壁をなす。内部は薩摩の北部に出水山脈連り、薩隅の境には火山性の山塊崛起し、霧島火山彙其東方に聳え、大隅には高隈山脈の鹿兒島灣に急傾斜するあり、更に南部は高原性の諸峯蟠居して海岸に向つて斷崖を作る。薩摩半島の南部は概して丘陵性の臺地をなし、中部に金峯山塊、南端に池田火山地あり、又鹿兒島灣の中央には櫻島の噴出がある。一般に山岳丘陵に富み、火山灰の羸弱な地質には浸蝕作用盛んに行はれて深谷を刻み、其間僅かに大口、都城盆地を展開するが、沖積平野に至つては極めて少く、漸く川内川、万瀬川、新川、肝屬川、大淀川等の主要河川の末流に發達するのみである。故に地形上より言へば、藩境は自然の境界をなすも、内部は必しも單一なる地形區と看做すわけにはゆかない。又氣候上では南日向、土佐、紀伊の南部と共に一つの南海氣候區を作り得べく、土地南方に偏在し、黒潮の沿岸を洗ふあり高温多濕、ために森林の發達著しく、南部には熱帶樹木繁茂して表日本の表式的氣候を呈する。

更に人文的景觀上より見れば、此地域は我民族發祥の地として最も古き歴史を持ち、神武帝東征後は熊襲、隼人族の荒す所となり、我國文化の中樞より遠ざかつたが、鎌倉時代初期島津氏の守護地頭職として下向するに及び、一大轉期を來した。爾來明治維新に至る長年月に亘り、此地に割據し國境の地形は鎖國を促し、劃一せる統治の結果は、内部の複雑なる地形的障壁にも抱らず、言語、

風俗、習慣、交通、經濟等種々の方面に影響を及ぼし、所謂「三州」なる名稱の下に、薩藩領と言ふ一人文地理的區域を構成するに至つた。之れ吾人「麓」の研究に當り、薩藩領を地理的一單元として採りたる所以である。尙紙面の都合上、本地域の詳細なる地文的記載を省くが、讀者は地質圖、陸地測量部二十萬分一帝國圖、五萬分一地形圖等を參照されたい。

【註】(1)小川琢治博士

日本群島地質構造論 地學雜誌第十一輯

(2)福井英一郎

我國に於ける氣候分類について 地理學評論第四卷

中川源三郎

本邦氣候區分に就て 地學雜誌第十一輯

本 論

一、薩藩領麓之意義

(1)薩藩領麓之語義 元暦元年源賴朝天下を統一して幕府を鎌倉に開き、純然たる武斷政治を施し、守護地頭を任命して莊園を封土とし、從來の家人、郎黨變じて侍と成るに及んで、茲に莊園時代に代つて封建時代の出現を見た。封建社會の出現に關し我國居住地理學上の新現象は之に伴ふ都市の發達である。⁽²⁾當時地方豪族は必要上、克く敵軍に對抗して自領を守り得べき要害の地に城郭を設け、通常之を繞らすに其從臣の住居を以てした。⁽³⁾更に又城主は此限られたる圍繞の外部に其臣屬たる農民を住せしめた。所謂城下町の起源である。城下町の位置を決定した主要な因子は要害即ち戰略地理學上の地形であるが、此時代の初期に當つては足利氏の足利、新田氏の太田の如く背面に山を負ふた館又は屋形を作つてゐたに過ぎず、其後織田信長に依つて安土の築城を見たが、何れも

山地の地形を利用した山城で、其聚落も關東の「根小屋」又は關西の「山下」の名に於て呼ばれた僅少のものであつたらしい。戰國時代以後築城術が長足に進歩し、城の形式が簡單なる城塞式の山城から平地に多大の人工を加へた平城に變化するに及んで都市の出現を可能とするに至つたが、此時代でも尙多く平地に屹立した小丘に天守閣を設けて平地を俯瞰し得る地域を占めてゐた。江戸時代に入り築城の禁出で、一國一城の制と成るに及んで、大名の居城は最早城郭と言ふよりは政廳乃至邸宅たる性質を有し、軍事的なるよりも寧ろ政治經濟社會的意義を持つものとなつた。然るに茲によく城下町の前身「根小屋」又は「山下」の時代其儘の形式を残し、確然たる軍事的聚落として明治維新當時迄其機能を發揮したもの即ち薩藩領内に分布し、其數百拾有餘に及ぶ「麓」の聚落である。

薩藩の「麓」とは「根小屋」、「山下」と同様、「城ノ下」、「城ノ麓」、「城之府下」の意味で、島津家の「列朝制度」第七卷に、

一、外城は御居城外、諸所に有之候、一城にて候、御居城を内城と言ふ意にて、諸所之城は皆外衛之城と申儀にて外城と相唱候哉、然者一所之城を指して外城と可唱を、一所之地を惣體外城と唱來候と相見得候、城中士人召置候所を府下と唱候は、一所之本府と申儀にて可有之、于今古代之城隈に郷士共居候所を麓と唱候、城之下又は城之府下の意なるべく候、當今は城も無之候へば、郷と被相改候儀當然に候

又三國名勝圖會第一卷に、

(前略)其外城ごとに官吏を置き、邑治を定められ、是を地頭館と稱す、他州にては、郡代代官の住所を、陣所といふに同じ其地頭館の所在を、俗に麓と呼ぶ、是其古へ城のありし山の下にあればなり。

「麓」の文字の古記録に現はれて來るのは、文龜、天文の頃からで、徳川末期には「府本」、「府下」と言ふ文字をも當てはめてゐる。「府本」より「麓」に轉じたと云ふ説あるも疑はしい。「麓」とは恐らくは中世群雄割據時代に南九州の地に行はれた豪族の居住地に對する呼稱で、今日其名稱の大字又は小字其他の地名に残るは、相良藩領人吉盆地内五ヶ所の「麓」、⁽⁹⁾細川藩領球磨川下流の「麓城」、及び佐土原藩領内六ヶ所の「麓」、並びに薩藩領内百拾八ヶ所の「麓」の名稱である。其中、相良、細川、佐土原領の「麓」は何れも名稱のみ残して何等他の農村と識別する著しきもの無さも、薩藩領の「麓」に至つては只形式の「根小屋」山下⁽¹²⁾時代の存續のみならず、其内容は最も統制されたる軍事的聚落として存し、遠くは羅馬の Colonia⁽¹³⁾ 目的を異にせると雖も西比利亞に於ける克薩呼兵の屯田にも比すべく、又之に次ぐものとしては明治初年の北海道屯田兵制度とする。然らば何故に薩藩領に「麓」の存續を許し、如何なる景觀を有し、且何處に分布したか、之を地理學的に究明せんとするが本論文の目的である。

【註】(1) 三浦周行博士 日本時代史 鎌倉

(3) 小川琢治博士 人文地理學研究

(3) 小野武夫博士 日本村落史考

(6) 本庄榮治郎博士 日本社會經濟史

(8) 吉田東伍博士 大日本地名辭書 大槻修如電

(9) 熊本縣求磨郡人吉町麓、同郡上村大字上字麓、同郡久米村大字久米字麓、同郡岡原村大字岡本字麓、同村大字宮原字麓 驛路通

(10) 熊本縣八代郡宮地村字古麓

(11) 宮崎縣兒湯郡三納村大字三納字札ノ元、同郡三財村大字上三財字園、同郡新田村大字新田字麓、同郡富田村大

字下富田宇越馬場、同郡都於郡村大字都於郡、宮崎郡住吉村大字島之内宇越

(12) 小川琢治博士 支那歴史地理研究續集

(13) 滿鐵調査報告第十七近代露支關係の研究沿黑龍地方之部 滿鐵調査資料第五輯克索考

(14) 上原徹三郎博士 北海道屯田兵制度

(口)薩藩之外城制度 源賴朝文治元年天下に守護地頭を置くや、秋八月庶長子忠久を島津御莊下

司職に、翌二年正月八日更に島津御莊總地頭職に任じ、島津の姓を與へて南九州の地に遣はした。

即ち島津氏の起源で、爾來廢藩置縣に至る迄實に六百八拾有餘年の長きに亘り、子孫連綿として相

續き、外城制度なる特殊の軍防制度を施して、南九州の地に割據したのである。

外城とは内城を守る外衛之城の意味で、内城即ち鹿兒島本城を中心として一百有餘の外城之を圍

繞し、以て全藩の防備を嚴にしたもので、他藩に見る城郭の組織とは全く其趣を異にし、薩藩に於て

は全藩擧げて之れ城寨であり、其城門は國境に在つたと言へる。故に七拾餘萬石の大藩として、宛

然徳川の一敵國をなした當藩の本城鹿兒島鶴丸城には天守閣の如き城郭設備を缺き、又之を爲した

形跡、文獻も無く、而も其れを誇りとしてゐたのである。僅かに本丸と二ノ丸とより成る所謂御屋

形造りである。元來外城とは鹿兒島本城の外衛たる一城を指して、其地名により某外城と呼んでゐ

たので、例へば高岡外城、飯野外城と言へば高岡に在る一城寨、飯野に在る一城寨の意味で、高岡

城、飯野城に他ならぬが、後世では廣義に解釋され、其城に附屬する地域を總稱して某外城と唱ふ

るに至り、遂に薩藩の行政區劃となつた。更に近世外城を改稱して某郷と唱へたが、其地域は素よ

り軍防を主とした便宜上のもので、廣狹大小あるは言ふ迄も無い。此外城に藩士を配置し、衆中と

稱して土着とし、本城より任命派遣されたる地頭が衆中を統帥したのである。外城の主體たる城寨は概ね單なる壘寨或は山堡に止り、城主及び守備の武士は別に其山麓に居所を定め、機に臨み、變に應じて其壘寨に據て敵に當つたもので、而も此等は古來豪族割據の城寨を基としたものが甚だ多い。島津義久の國分城、新納忠元の大口城、山田昌巖の出水城の如き初め城櫓營舎を造つて、其處に起居した例も無いではないが、之とて山上生活の不便と不必要により山麓に下り、殊に元和偃武以降一國一城の制に則り、悉く城寨を毀ち、其山麓が外城を支配する地頭の政廳の所在地と成り、衛兵たる衆中の居住地となつたのである。麓の名稱ある所以であるが、其居住地帯は各地の地勢其他より推して、恐らく外城組織の始つた戰國の頃より大部分存在したものと考へられる。

然らば外城制度の創成期であるが、藩祖忠久文治三年秋九月九日薩隅日三州の守護職となり、其封内には鎌倉幕府より鯨島氏を最初として幾多の地頭職相續いて補せられたが、此等地頭の子孫は後世地頭制の弛廢するに及びても依然其勢力を保持し、古來薩隅日三州の地に分居せる幾多の豪族と共に城寨を築いて之に據り、大小群雄割據の時代を現出した。其城跡の數も三百三十有餘の多きに上る。島津氏は次第に諸族を歸服せしめ、親ら各處に地頭を任命し、以て外城を設置し、王朝時代の屯田兵制を其儘延長して外城に行ひ、漸次外城制度の擴充に向つて努力したが、其親ら腹心を地頭職に任命したのは第十一代忠昌時代、⁽⁶⁾明應四年邊川氏を帖佐地頭とせるを嚆矢とする。次いで北郷氏を會於郡地頭に、又天文年間に入つては續々之を任命してゐる。他藩に在つては士農分離の⁽⁷⁾確然と成り始めたる時期であるが、薩藩に於ては當時既に一町衆より十町衆に至る、⁽⁸⁾農兵の階級を

作り、平時は田舎に退いて農業を営ましめ、一朝有事の際は武器を携へて戰場に向つたのである。外城制度創成期は大體此頃と思はれる。元龜三年日州木崎原の合戦に強豪伊東氏一敗地に塗れ、天正五年全く日向より豊後に逃れ去り、島津氏三州一統の事業成るに及んで外城大いに擴充せられ、外城數實に百卅九、麓數九十二を算するに至つた。其後島津氏の勢盛んに、一時九州を席卷したが、天正十五年豊臣秀吉のため、其提封を薩隅二ヶ國及び日向の諸縣郡に限定せられ、曩きに九州全土より連れ歸りたる多數の武士を本城に收容し兼ね、之を各外城に配置し、更に慶長年中本城を鶴丸城に定め、茲に外城制度の確立を見るに至つたのである。

爾來島津氏の領土は廢藩置縣迄變動ないが、外城の數は時代により増減があつた。記錄に依れば寛永十一年に百拾貳(内、私領拾九を含む)、寛永十六年に八拾七(私領を除く、私領數不明)、寶曆六年に九拾貳(私領を除く、私領數不明)、天保十四年に百拾貳(私領を含む)、徳川末期維新の際に百拾貳(私領を含む)、其後分離併合改名等行はれ、廢藩置縣の明治四年に百參(私領を含む)と言ふ數を示してゐる。尙安永四年薩摩に入つた福岡の學者龜井南溟は外城の詩を賦して百貳を數へ、西遊雜記の筆者は寛政元年に百貳拾餘と言ふ數を擧げてゐる。此等外城數の増減は其時代に依る薩藩行政區劃の變遷であり、私領を併せて所謂外城制度の下に存立する外城は最も整理されたりと思はれる明治維新當時を最少限として島津領確定以來常に百有餘存し、夫々獨立自治經濟の下に薩藩の軍備を固めてゐたものと見る事が出来る。

- (2) 中村徳五郎 薩藩外城制度の研究 歴史地理第五十卷第二號—第五十二卷第三號
- (3) 三國名勝圖會第一卷 列朝制度第七卷
- (4) 島津國史第一卷
- (5) 三國名勝圖會 薩陽日地理纂考 薩陽日三州他家古城山來 諸國廢城考第十二卷
- (6) 島津國史第十二卷
- (7) 瀧本誠一博士 日本經濟史
- (8) 兵賦規範
- (9) 入來院文書
- (10) 列朝制度第三十卷
- (11) 三國名勝圖會 薩陽日地理纂考

(ハ)薩藩麗之職能 さて外城とは内城を守る外衛之城の意味であつて見れば此制度の眼目は當然軍防であらねばならぬ。其組織は外城の守將たる藩公任命の地頭、守兵たる衆中並びに純生産者たる庶民階級より成る。⁽¹⁾地頭は世襲の職ではなく、又必しも一定の任期あるでもなく、時に従つて任命交替したもので、皆其任地に居住して外城管内を支配した。衆中(外城衆中、又は郷士とも言ふ)は一定の耕地を給與されて、「麓」中に土着し、平時は自ら鋤鋤をとつて耕作に當るが、一旦緩急あれば武器を携えて戰場に馳せ參ずるを以て本分とする半士半農である。地頭の下に所役人^{(2)ごころやくにん}と稱する^{あつかい、ごしより}、年寄(一名横目)、與頭の三役が衆中より拔擢任命されるが、概ね家筋一定せられ、殆ど世襲と言つてよい。噺は外城に於ける一切の諸務を掌り、年寄は巡察監視の役に當り、與頭は衆中を數組に分ち、其長となる。三役の下には外城の状態に應じ、郡見廻、山方見廻、普請方見廻、櫓方檢者、浦役等がある。一般衆中の平時の任務は文武の道を講ずる外、入つては夫々農に従事して生計を営み、出では境内を嚴戒し、宗門改め、課税の事に従ひ、國境には關所、邊路番所を置いて行旅の檢索、⁽⁴⁾一向宗及び耶蘇教の嚴禁、⁽⁵⁾拔米、⁽⁶⁾拔錢、⁽⁶⁾出馬、人身賣買其他輸出禁制品の取締

をする。⁽⁷⁾又沿海、大河に臨める外城には各要所に津口番所、異國船遠見番所を設けて出入船舶、貨物の取調べを行ひ、歩一銀を課す。或は河川の浚渫、道路の開鑿、橋梁の架設等の平和的事業に従ふ。

「麓」に居住し得る階級は武士及び其家族と下男下女に限り、「麓」に連續せる村々を「在」と稱し、百姓之に居住し、商人の密集したる繁華の地を「町」と言ひ、左程發達せぬ所を「野町」と唱へて「町」と區別する。沿海漁家の集合せる所を「濱」又は「浦」と稱し、特別なる取扱ひをなす。されば薩藩の居住地帯は要害の地に位せる「麓」なる特權階級の聚落と之に附隨せる「在」「町」「浦」等の生産階級の聚落とより成る。

【註】(1) 列朝制度第六卷

(2) 列朝制度第十二卷

(3) 列朝制度第七卷

(4) 列朝制度第一卷

(5) 嘉永五年正月島津齊彬手書常平倉大意並愚考

(6) 慶應二年五月藩令

(7) 通昭錄第七卷

薩藩政要錄 列朝制度第七卷

(8) 列朝制度第十二卷

通昭錄第八卷

(9) 列朝制度第十二卷

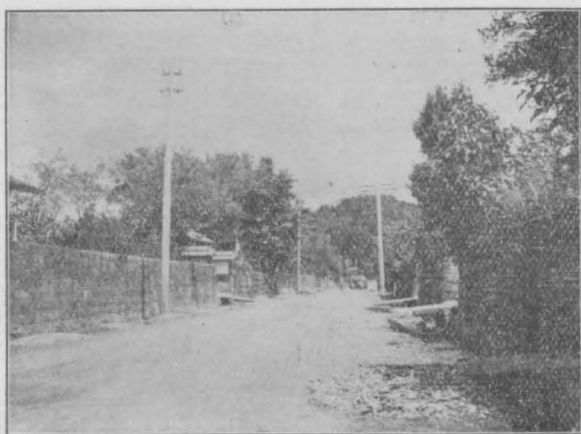
二、薩藩領麓之景觀

城寨と馬場

城寨 外城の原義による主體をなすものは城郭であるが、既述の如く僅かに壘を築いた山寨で、鹿兒島本城と同様に天守閣、樓門等建設の形跡文獻は無い。又外城制度確立後、實戰に供されて居らず、現今では城山の名のみ残るに過ぎないが、其地勢から見て殆ど居住の餘地無きものが多い。變に應じて城寨に據つたもので、居住地帯として「麓」の相當に古きことを物語つてゐる。「麓」の地形

は其呼稱の將來する如く僅少の例外を除いて背面に城山を持ち、前面廣濶の地を占めて、見通しに便なるを特徴とする。島津時代の城は通常一ヶ城であるが、先代の城跡として數個の城を附近に有

第 一 圖



始良郡蒲生町麓の馬場

第 二 圖



始良郡蒲生町麓

するは珍らしとせず、而も使用の年代順により其標高の次第に低下しつゝあつたことは興味多い問題である。此事は島津時代にも都城、高山、國分、川邊等の城跡變遷を見て明かに指摘し得る。

從つて「麓」の移轉も考へられ、喜入の如き「舊麓」、「麓」の名稱さえ今に行はれ、太平の世續きて幕末移轉されたる下三俣郷の「麓」に於ては遂に城を缺くに至つた。

馬場 現今交通路としては必要以上に幅廣き街路のあるは馬場の名残りで、練武場として必ず各「麓」に作られた往時の Main Street である。大小長短、其數に至つては「麓」の聚落としての大小に依る。現今でも某馬場と言ふ名稱が行はれてゐる。又防禦工事が此馬場に加えられてあることも著しい特徴として各所に散見し得る。

宅地と耕地

宅地 ⁽¹⁾ 宅地面積の最少限度は生業の性質により決定され、其最も廣きを要するものは農家であ

る。「麓」在住の衆中が半士半農と言ふことは直接其宅地の廣さに關係する。鹿兒島城下士の屋敷は平均七畝と古來稱せられたが、土地の比較的潤澤にありたる田舎の支配階級として、母屋、廐、小屋並びに少し富裕な家には土藏があり、若干の庭園と畑地を包含した宅地面積は當然城下士の其れより廣かつたものと想像される。明治三年薩藩布達令に依れば、一般に五畝歩を限りとするも、「麓」に於てのみ一反歩を限度として許され、他人名義を以て之に併合し、一團の屋敷を構ふことを固く禁じたが、此布達令は事實上行はれてゐなかつたやうである。餘り僅少の例で全部を推すわけにはゆかぬが、吾人の探訪したる地方の舊家と稱する百四十八戸の平均數六百二十四坪、最大四千七百三十四坪に及ぶものがある。鹿兒島、宮崎兩縣の平均宅地面積は明治十六年度鹿兒島百三十一坪、宮崎二百四十九坪、大正十三年度鹿兒島百二十七坪、宮崎百四十三坪を計上し、全國的に略々

中位に屬するが、「麓」の宅地面積は「在」に比し遙かに廣く、從つて此統計よりも廣く、又水田に乏しく、耕地の大半が畑地であることも宅地面積の廣さに關係し來ることと思ふが、何れにしる適確な統計無さを遺憾とし、後日の研究に待つこととする。

耕地 外城衆中の祿制には三種あり、(一) 郷村の門地より收むる知行高と農地として藩より浮免地を給せらるもの、(二) 御藏米の中より支給せられる切米と浮免地を給せらるもの、(三) 浮免地のみを給せらるもので、小身衆中は(三)に屬するもの多く、半士半農と稱するも、親ら鋤鋤をとつて島に出たものは此等身分低きもので、上位の者は概ね下人(百姓)を使つて耕作に當らしめた。通昭錄第七卷(寶曆五年)御家中分限之事に依れば、外城士中百石以上六十二人、九十九石以下一萬六千八人、又外城士總數二萬二百九十七人中、地方渡一萬五千七十人、切米渡六百五十人、無祿四千五百七十七人である。浮免地は衆中給養の一資源であり、租米の納入を要しない、事實上の私有である。其他耕地乏しき場合は抱地と稱して、願により新に山野の開墾を許し、又永作地と稱して竹木を伐採、栽植せしめ、若干の租税を上納せしめて其私有を許した。百姓には永作は許されたるも田地の私有は許されず、門割制度の下に限られたる土地を耕作したに過ぎ無かつた。薩藩に於ける士農の著しい經濟上の懸隔である。然るに士族土地私有の弊害を生じ、明治三年に至り、其知行最高限五十石とし、抱地は自作地と稱せしめて、自己居住の地に於て四町歩を限つて所有せしめ、他郷に自作地の所有を許さなかつた。尙此三種の祿制の未だ行はれなかつた戰國時代の武士の耕地は入來院文書に依れば平均二町八反歩、其中、浮免地平均一町五反歩である。

(取間宅氏泰爲都宇町作伊郡置日)

第十五卷



一八

人文地理學研究

日本民家史

舊鹿兒島藩門割制度

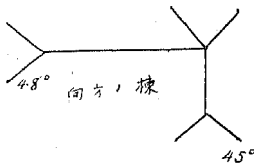
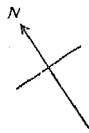
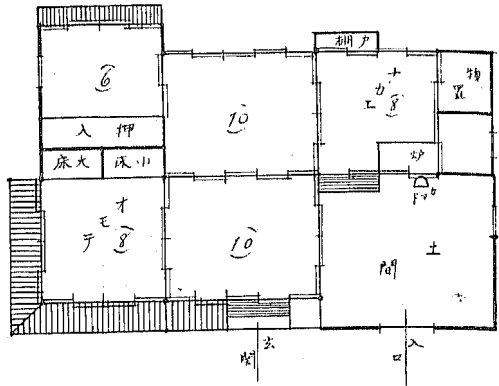
い様式の建築を促し、次第に地方的特色が失はれて來たが、未だ所によつては相當に舊態を残して古の面影を偲ぶことが出来る。「麓」の武家屋敷を探訪し、古老の言と綜合した結果大體其間取の様式を二種に分け得ると思ふ。最も簡單な四阿平入である。

B
「田」字型の鍵造りのもの

何れもセイザ（正座、客座敷でオモテとも言ふ）、ゲンカンノマ（玄關ノ間）、ナカエ（臺所）、ナンド（納戸、物置）より成り、B類はA類に比し間數が多い。之に大部分コザ（小

圖 取 間 ノ 屋 家 族 士 麓 B

(取間宅氏義通山境下訪詠町水出郡水出)



の内面が門の方を向くを特徴とし、隣藩伊東藩では土屋敷は殆ど鍵型なるも、薩藩とは反對に鍵の

薩藩領範之研究

座、隱居部屋等に用ふ)を具へてゐる。A B 兩類の差異は貧富の程度、家族の人数等により生じたものなるも、素より其程度は確然としたものでは無かつたらしい。「在」の百姓家はA類又は其更に簡略な間取で、B類に屬すべきものはない。現今建てられる本地域の民家も普通はA類に屬するものである。B類の著しい點は鹿兒島又は他の外城よりの使者の旅宿に當てるためにセイザの次にヒカエンマ(控間、槍間とも言ひ、必ず四疊敷)を有すること、A類にも之が少い。「在」の民家には其必要を認めない。A B 兩類共にセイザには大小二つの床を有し、「在」には小床のあるのは稀である。ナカエは概して一段と低い。B類に於ては更にナカエが鍵型の一邊をなし、其間を板間で連續する。此處をテノマ(樋ノ間、又は板間)と言ふ。薩藩では鍵

外面が門側に向ひ、相良藩、細川藩にも鍵型、「 $\square$ 」型、「 $\sqcap$ 」型等のくど造りが發達してゐるが、此處では内面が薩藩同様内側に向ひてゐる。客用及び家人用二個の爐が切られてゐることはA B兩類共に共通である。又天井は共にセイザ、ゲンカンノマを除く外、張られ無いが、之は米俵等農産物貯藏のため天井を利用するためである。廐は必ず別棟とし、農業用に牛を、又軍事用を兼ねて馬を養つてゐたが、母屋の一部に廐を置いた例は本藩では無いやうである。土間は生業の關係上相應に廣い、間取の上では日本の他の農村と著しい違ひを認め難く、家の向きも南、東南、西南向きで、他地方と異つてゐると思はれぬ。只氣候の關係上、家作の上に之に適合した設計が加へられてゐる。土壁は土藏の他は皆無と言つてよく、必要な場合は板壁を用ひ、床下が比較的高く、且つ張られて無いこと、又「田」字型間取は障子、襖を取離せば容易に明離しと爲し得る點等濕度、溫度、風等を顧慮に入れたものと考へられる。

屋根 殆ど四阿、嚴格に言へば四阿草葺庇瓦葺で、庇を瓦で葺くのは近世相當に古いやうだが、全部草葺は餘程貧困の家で無いとやらなかつたと言はれる。稀に「つのや」がある。母屋の棟は間取の具合により一棟又は二棟で、棟で分類すれば、

I 四阿一棟

II 四阿二棟

a 二棟並行



b 二棟直角



III つのや



間取A類のものは全部I類に屬し、B類はII類のa、b及びIIIに分けられる。II類の分布範圍は一概に言へない。但所に依り棟を合せるを忌む習慣にb類を避けることがある。III類は藩の北境及び大隅高山地方に之を見るが數は甚だ少い。「つのや」は北九州に多い形式で、恐らくは其影響を受け

たものだらうが、或は豊臣秀吉に依り島津領が限定された時、各地に配置した北九州の武士の子孫が故郷の舊習を墨守してゐるのでは無いかと考へるのは臆測に過ぎるかも知れぬ。

屋根の葺き方には次の三通りがある。

I 大 猫 葺

II 小 猫 葺

III 長 棟 葺

I類は大隅の東半分、薩摩の出水、伊作海岸地方に見る。此分布は九州東海岸に著しく、棟を特に丈夫にするため葺又は藁で數ヶ所結び目を太く結んだもので、雨量、風の關係に、後には裝飾的意味も加つて發達したものだらうと思ふ。千木の型を残すものと見る可く、猫の數は奇數と限られてゐたが現今では亂雜になつてゐる。以前は恐らく全藩之れで、II類は材料の關係からIが簡略になり、形ばかり猫を残してゐるものと思ふ。都城盆地より相良藩境の川内川上流地方に多く見掛けらる。III類は日向境を除き一般に分布する型で、徳川末期からのものらしい。相良藩、細川藩及び北九州も長棟であるが、棟の頂點の角度に薩藩のものと著しい差異を見る。側面から見た時に薩藩ではA型であり、他藩ではA型である。肥薩の國境、境川を夾んで、大猫葺と長棟葺A型の對立は異觀である。伊東藩は全部大猫葺、國境を越えて薩藩領に入れば大猫葺は次第に減少する。

屋根の傾斜は 45° — 58° で、北方より南方に至るに従ひ勾配が鈍くなるやうに思ふが、統計的發表は後日に譲る。又棟が軒に比し著しく短いのが目につく。

屋根を葺く材料は茅を上等とし、次いで藁、麥藁であるが、材料不足から近年は多く麥藁を用ひ、大猫葺は次第に減じ、甚だしさに至ると亞鉛で覆ひ、市街地は火災の危険より舊態を失つて急激に

瓦葺に變化しつゝある。

門「麓」と「在」の民家を一見識別出來たのは門の有無である。今日でこそ富裕の百姓には門の構えをなすものも出來て來たが、藩政時代は門は士分に限るものとされ、而も其門は非常に重んぜられて、母屋の貧弱さに比し堂々たるものであつた。母屋は草葺でも門は瓦葺でしたのもある。門の形式は一般に高麗門が多く、地頭其他一二高祿の家には長屋門を有するものあり、又藥醫門、四脚風藥醫門も散見する。必ず正門と中門があり、中門を開けば庭園を通して直に正座敷に上れるやうになつて、上位の客のみ此門をくぐつた。母屋は改造しても此門のみは舊態を残してゐる所が多い。正門の横に客用の便所つぎこいのあることも面白い。

垣 各戸の境界線を劃す垣は整然たるもので、亦他の農村と識別される。材料は金竹きんちく、椿、柚子、丸石を積重ねたもの、灰石の切石等で、金竹が最も多い。切石塀は以前は上位の家格のものに限られたやうであるが、近時の傾向として之を用ふるものが多くなつた。體裁と材料の關係である。金竹は火繩銃の原料として軍事的意義も有する。垣は又屋敷内の中門の所にもあり、之がため直に内部を見透せ無いやうになつてゐる。廣い馬場の兩側を圍んで廣い宅地、古風な門構え、整然たる垣、如何にも靜寂な古の武家生活が偲れる。南國的氣候の關係であらう、宅地内の樹木が亭々と繁茂し、防風林と成り、近來採光其他で切り開かれるが、未だ森の村と言ふ感を強く與へる。之は平地の聚落にも見られる。

庭園と氏神 庭園を持つことは又士分の特徴で、セイザから見透しのつく一角に氏神を立派に祭

ることも著しい點である。其位置も大體一定して居り、年一回の盛大な祭典を擧げること如何にも武士の生活らしい。

【註】(1) 平入四ツ日建(藤田元春 日本民家史)、十文字間切(今和次郎 日本の民家)に同じ。

(2) 藤田元春 日本民家史 今和次郎 日本の民家

(3) 一向宗の禁止以來土壁を用ひぬとの傳あり。

(4) ダゴ(藤田元春 日本民家史)出水地方では之を「うま」と言ふ。

人口と戸口

薩藩に於ける人口調査は一向宗、耶蘇敎の禁止に附隨して起つたもので、宗門改めの結果、全藩に於ける男女數は天文元年八十一萬七千六百三十五人、寛政十二年八十五萬三千五百九十一人、文政九年八十六萬五千四百四十一人、其中、外城衆中數は寛永十六年一萬二千七百四十五人、寶曆六年二萬二百九十七人、文化四年五萬八千七百二人、又通昭錄第七卷(年代不明)に依れば五萬七千五百四十三人、鹿兒島城下の人口十萬以下と見て、⁽¹⁾少くとも八十萬程の人口が全藩に分布され、約五萬の常備軍が各外城に配されたものと考へらる。⁽²⁾各外城配置の衆中數及び其給地高等により外城に大中小の區別があつたものらしく、之は天明年間の記録に見えてゐる。大外城に於ては略々九百人乃至二千九百人、中外城にては四百人乃至九百人、小外城にては二百人乃至四百人の人數であつたやうである。少數の極く小身にて貧しさもの、又は島津家以前の豪族の舊臣にて零落せるものは庶民と共に「在」又は「浦」に住む場合あるも、大多數は原則として「麓」に居住せるもので、「麓」の聚落を形成する戸數は略々最少四十戸⁽³⁾より最大千戸に及ぶものとする。薩藩にては農業政策として人口密

なる地より疎なる地に百姓を移して開墾を強制したが、武士階級にも「中宿」^{(5) なかやどり}と稱して、貧困なる鹿兒島城下士或は各外城の衆中を一時的に他に移し、租税を免じて山野新田開墾事業に従はしめ、其救済を計つた。然し遂には此等「中宿」の士は巨多の田畑を所有して財をなし、公務にも従事せず、軍職にも就かず、弊害續出したので廢藩置縣前藩令を以て之を禁止してゐる。

【註】

(1) 薩隅日地理纂考に八萬五千四百三十五人

(2) 列朝制度第五十二卷

(3) 本藩郷里史 文化四年前田與兵衛記錄「外城高士持附帳」

(4) 田租雜記

(5) 明治三年薩藩布達類

聚落の形態

聚落の形態は地形及び士分配置の數に依て定り、之を分類するに三大別出來ると思ふ。

Ⅰ 格子村^{こうしむら}の格子狀をなした市街地の形

狀をとるもので、格天井、格子等より此名稱を附すが、「麓」の聚落中最も表式的のものである。出水、國分、垂水、大口、高岡等現今町制を施く大部分のもので、概して大外城を置いた地に多い。既記各

第三圖



(分都いし正の里條右らか道)麓の町水垂郡屬肝

第四圖



(るあで麓が分部きし正の里條)麓の村山高那屬肝

地形に位し、一般山端村落、漁村の自然的發達徑路を辿つたものと思はれる。概して小外城の置かれた所であるが、志布志、加久藤、帖佐の如き大外城の「麓」が此部類中に屬するのは全く地形の關係に支配され、やむ無き結果であらう。街村の形式をとつて幹線道路の兩側に發達するが、生業の關係上、普通の街村に見る如く、商家の軒を連ねると異り、廣き宅地と廣き馬場を有することは格村、聚村と變り無く、之は他の一般聚落と著しい差異である。

【註】(一) 石橋五郎博士に依る。

他の聚落との位置の關係

薩藩領麓之研究

種の特徴を最も具備し、藩政時代特に外城としての面目を有し、一種の都市計畫の下に建設されたものと考へられる。廣潤なる地形を有するを常とする。

II 聚村 地形前者に比し平地に乏しく、中外城を置いた地方に多い。自然的發達に任せたと見られ、廢藩置縣後、士農工商混然として最も早く「麓」の特徴が崩壊した所である。

III 街村 山端、又は海邊の限られた

「麓」の地理的位置は外敵に對する戰略上の要地を占め、城山を背景に、他の聚落に比して一段高き地域に位するを普通とする。出水、伊集院、高岡、鹿屋の如き其顯著な例で、出水には「高屋敷」の稱呼さえある。主要交通路は概して、「麓」の中心を外れて附近に通ぜられ、町人の「町」又は「野町」が僅かに街村狀をなして「麓」に連る。百姓の「在」漁夫の「浦」は「麓」の位置を離れて別に聚落するを普通とし、此處にも亦交通線の中心をなす所に「町」「野町」が發達し得る。武士以外の庶民階級は主として百姓にて、工商と雖も多く百姓の兼業なる原始的狀態を出でず、工商の見る可きものが無い。之れ本藩の位置西陲の地に位して國境に高峻なる山岳連り、殆ど他藩との交通を遮斷し、自給自足に依る食糧問題解決のため農業が特に獎勵され、他の省みられ無かつた藩是に依ると思ふ。⁽¹⁾

「麓」は軍事的、政治的中心地ではあつたが、必しも經濟的中心地ではなかつた。農村經濟は矢張「麓」に連れる「町」「野町」或は「在」「浦」の「町」「野町」を中心に行はれ、市場の如き此處に發達した。

其記録に現はるるのは比較的近世で、延享頃を以て市場許可の初めとし、其組織も王朝時代に見る二日市、三日市の如き初步の定期市で、常設市場では無かつた。武士の日用品は多く門地の百姓が納入した。耕地を給與されて相當に生活を保証された筈の支配階級たる外城衆中の日常も必しも裕福なるもので無く、小身者に至つては寧ろ生活難に悩まされ、染色、傘の骨削り、櫛引、衣服竿等の内職を行ひ、婦人は裁縫、洗張、三月の節句前には絹ふけ鞠、押繪等夜陰に乗じて呼賣したものである。

秋吉臺に於けるドリーネの人文地理的考察

館 林 寛 吾

一、はしがき

長門秋吉臺が我國に於ける最も優れたカルスト地形の所有者であり、且故小澤博士に依つて闡明せられたる如く、地質學上興味あるデッケン構造を有するものであることは、餘りにも有名な事實であるが、未だ其人文地理學的研究の價值を認め、其研究の結果を詳報せる人はない。蓋し、斯の如き特殊且單純なる地域内に於てこそ、環境に支配せらるゝ人類の文化活動が一層明確に認識せらるべきを以て私は數次の地質及地形の見學に際して、特に注意し觀察し得たる二・三の事實を、次に摘録することとする元

來カルスト地方は、土地の性質上給水に乏しき礫角不毛の地が多いが、此處でも臺地上に田野森林の見るべきものなく、草原ありとも牧羊の漫步を許さず、地形上迷路多き道路は、徒らに旅人を苦しましむることとなり、從つて聚落の發達するなく、大部分の寂寥たる草原又はカレンフェルドは、陸軍演習地其他として存在の價值を有するに過ぎない。然し、斯る臺地にも臺地特有の土地利用法があり、少くとも過去に於ては人類の經濟生活と相當の交渉を持つてゐた。以下記すところは甚だ杜撰の譏りを免れないが、土地利用法其他に關する瞥見の大要であ